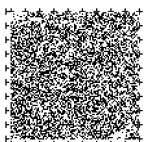
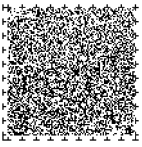


第5章

地域福祉の推進 体制





1 地域福祉計画の推進に向けたポイント

地域福祉計画の推進に向けて、「包括的な支援体制」の充実・強化を行うことが必要です。「包括的な支援体制」の充実・強化のポイントとして、重層的支援体制整備事業等を検討する中で、次の4つに重点を置き、計画の着実な推進を行います。

1 多機関協働の体制・機能整備（相談支援の包括化）～調整機能の構築～

多機関協働の体制・機能整備については、ワンストップ窓口ではなく、相談者の属性や世代を問わず総合的に相談を受け止め、適切な相談機関につなぎ、連携を図りながら解決に向けて支援する包括的な支援体制づくりを進めます。また、関係機関の支援調整機能を果たす役割の創設を検討します。

さらに、資源開発等に向けた分野を超えたネットワークの整備を検討します。

2 生活支援コーディネーターの活動強化 ～地域づくりの強化～

生活支援コーディネーターは、介護保険法で高齢者分野の支援者として位置づけられていますが、さまざまな分野において、幅広く地域福祉・地域づくり支援を担うことで出口づくりを進めていけるよう、検討します。

また、市や市社協のネットワークだけではなく、企業や各種団体等のネットワークや、各テーマ別のプラットフォームの構築についても進めていきます。

3 ICTを活用した情報共有と相談対応の効率化 ～相談業務等の効率化～

相談対応の効率化を図るため、受け止めた情報についてICTを活用し共有する仕組みをつくり、個人情報にも配慮した情報共有のあり方について検討を進めます。

4 コミュニティソーシャルワークの構築 ～個別支援と地域支援の一体的な推進の強化～

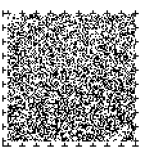
地域において生活上の課題を抱える個人や家族等の相談をきっかけに、個別に必要な支援につなげる「個別支援」と、個別支援により把握した地域課題を地域住民や関係機関等と連携・協働し解決できる仕組みづくりを行う「地域支援」を総合的に展開するコミュニティソーシャルワーク機能の構築を検討します。



コミュニティソーシャルワークとは

- ・地域を基盤として活動し、地域の中で支援につながらず困っている人を発見し支援します。
- ・従来の制度や法の枠組みのなかでは十分に対応できない、いわゆる「制度のはざま」にいる人に寄り添いながら、地域の人々の力を借りて支援します。
- ・一人の問題を地域全体の課題としてとらえ、住民とともに新たな支援の仕組みをつくり出します。

※実践者(専門職)をコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と言います。



2 地域福祉計画の推進体制と進行管理について

本計画の推進については、次のような体制で取り組みます。

○地域福祉計画推進委員会【事務局：市・市社協】

- ・本計画は、住民、企業・事業所、市、市社協などが連携・協働し着実に推進していきます。そのため、計画の進行管理については、住民、関係団体、学識経験者、市、市社協等で構成する「地域福祉計画推進委員会」を市と市社協で合同設置し、社会情勢等の動向も十分に踏まえつつ、総合的に進捗状況の点検及び評価を年度ごとに実施します。

○（仮称）地域福祉推進部会【事務局：市】

- ・①「包括的な支援体制」の検討・評価や構築、②地域福祉に関わる事業等について、市関係各課や市社協等で年度ごとに課題を検討し、体制構築や機能強化を図っていきます。

○地域福祉部会・地域福祉推進委員会【事務局：市社協】

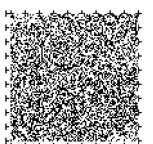
- ・計画に基づき具体的な取組等を推進するため、地域福祉部会（市圏域）と地域福祉推進委員会（旧市町圏域6ヶ所）により検討を進めます。

【地域福祉部会】

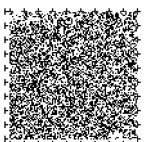
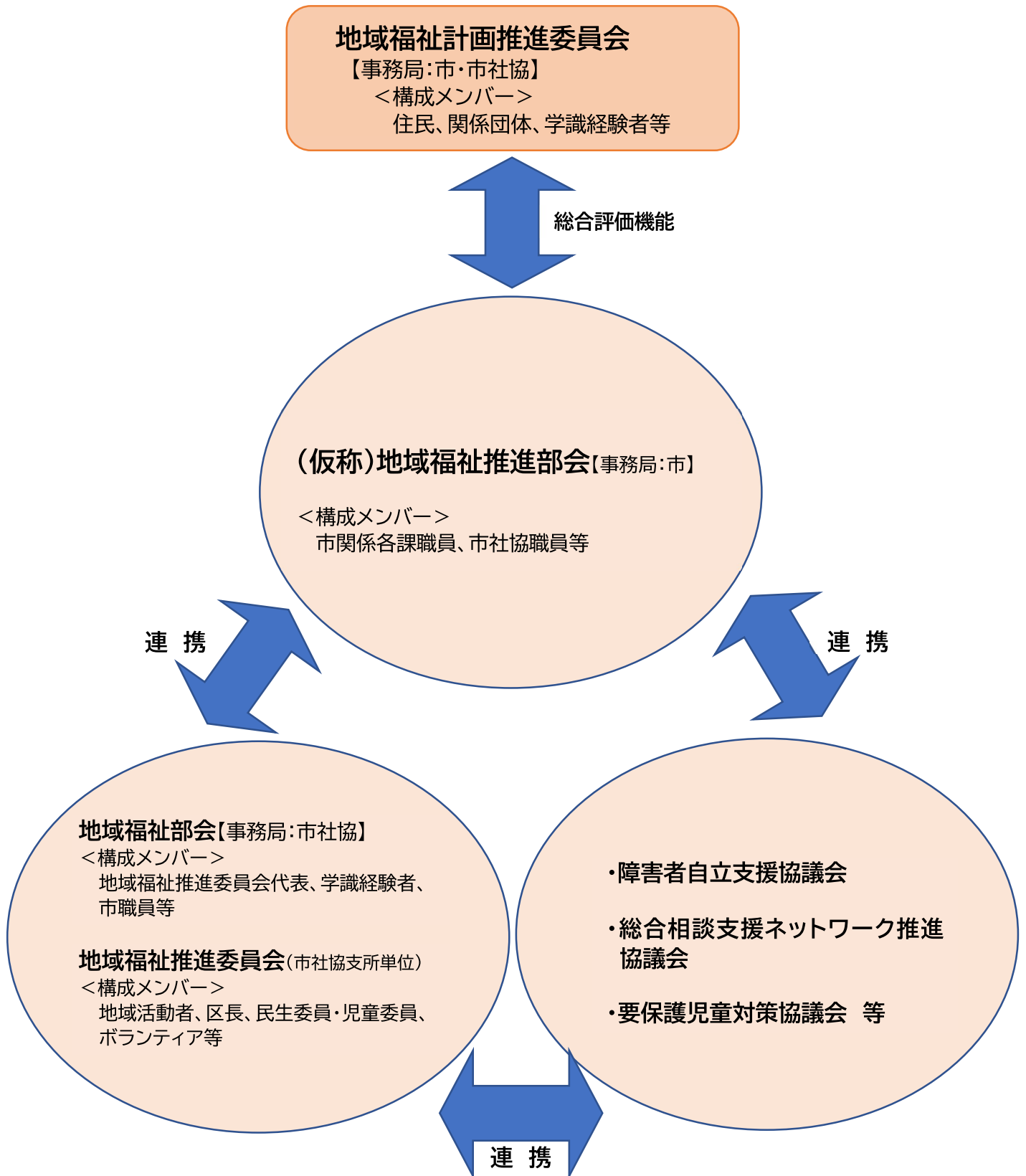
- ・地域福祉推進委員会代表者、学識経験者、市職員等で構成し、地域課題を普遍化し、豊岡市全体の地域福祉活動推進の方針や、新たな取組を検討する。

【地域福祉推進委員会】

- ・地域活動者、区長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等で構成し、地域（旧市町圏域）の福祉課題を共有し、解決に向けて協議・実践する。

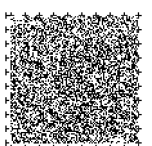
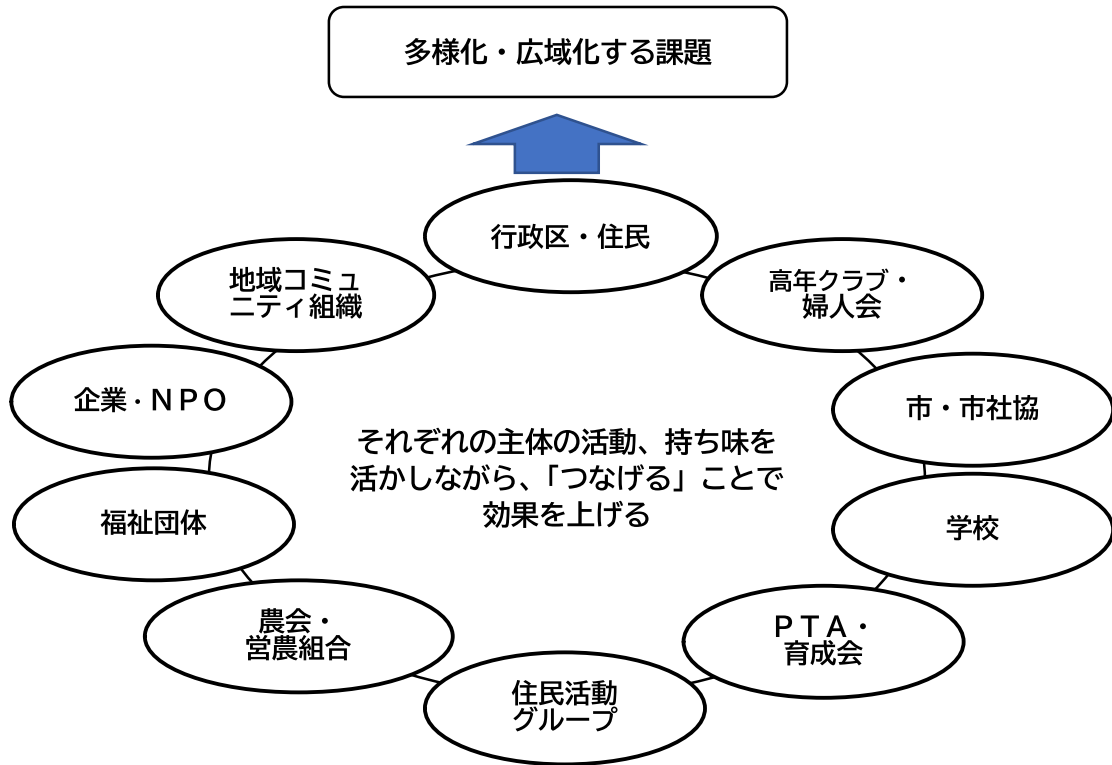


【計画推進体制図】



3 地域福祉計画を進める主体

地域福祉は、まちづくりの土台となる隣近所や行政区と地域コミュニティ組織等と市・市社協が連携・協働することで、大きく推進していくことを想定しています。多様化する住民ニーズや広域化する課題が増える状況の中で、従来の縦割りの関係から、横のつながりを重視した関係を築き、それぞれの主体の活動、持ち味を活かしながら効果をあげることが求められています。



4 地域福祉計画に基づく活動を支援する主体

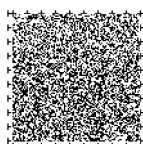
(1) 基本目標実現に向けた基本的な考え方

本計画は、地域共生社会の実現に向けて、基本目標として「①住民の主体的な地域づくり」と「②総合的・包括的な相談支援体制づくり」を掲げており、包括的な支援体制を充実させ、住民や関係機関等の地域福祉活動を基盤とし、地域では解決できない複合化・複雑化した支援が困難な課題に対して、多機関協働、ネットワークによる支援を行います。

(2) 重層的な圏域と地域福祉課題共有・解決ネットワーク

本計画では、住民が主体的に各圏域の実情に応じた地域課題を解決する仕組みづくりを進めていくこととしています。そのために、住民の地域福祉活動、課題解決に向けた取組を専門職がしっかりとバックアップしていく体制づくりを行います。

「隣近所」「行政区圏域」の活動の中で把握した地域課題を受け止め、そこで解決できない課題を「地区圏域」「旧市町圏域」「市圏域」へと吸い上げるボトムアップ型のネットワークづくりを行います。



【包括的な支援体制イメージ図】

